

Ⅱ 備蓄等に係る基本的な考え方

1 自助・共助による備蓄に係る基本的な考え方

発災直後における被害や混乱を最小限にとどめるためには、県民や自主防災組織、事業所等が、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から災害時に必要な物資を備蓄しておくことが最も重要であり、県及び市町村は、県民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進していくものとする。

(1) 家庭における備蓄

- 発災初期段階には、流通機能が麻痺し必要な物資の購入ができない可能性が高く、また、市町村からの物資がすぐには届かないこと等も想定されるため、買い置きや冷蔵庫等での貯蔵を含め、飲料水や食料など避難生活に必要となる物資の3日分以上の備蓄に努める。
- 高齢者や乳幼児、障害者などの災害時要援護者が必要とする紙おむつや医薬品、粉ミルク、哺乳びんなどの物資は、介護者等がその確保に努める。また、アレルギーをもつ家族等がいる場合等については、食物アレルギーに対応した食料品の確保等に努める。

【家庭における非常持出し袋の準備】

飲料水や食料、衣類、医薬品、懐中電灯、ラジオ、貴重品などを入れた非常持出し袋を、すぐに持ち出せるように準備しておくよう努めることも重要。

(2) 事業所等*における備蓄

- 発災後における事業所等としてのサービスの継続やいち早い復旧を図るため、また、発災直後における一斉帰宅の抑制を図るためには、従業員等を一定期間事業所内に留め置く必要がある。このため、従業員等の3日分以上の飲料水や食料、生活必需品の備蓄に努める。なお、集客施設を有する事業所等においては、来場者の一時的な滞留等を想定した備蓄を検討する必要がある。

※事業所等：民間企業だけでなく、団体、学校、病院、福祉施設などを含む。

(3) 自主防災組織における備蓄

- 発災時の初期消火、救出・救護活動、避難誘導、炊き出し等の給食など、地域の防災活動を効果的に行えるよう自主防災組織等の組織単位による初期消火、救出・救護、炊き出し用機材などの資機材等の備蓄に努める。

2 公助による備蓄及び調達に係る基本的な考え方

県及び市町村は、災害の発生直後から被害情報を収集し、被害の状況や避難者数に応じて物資の提供を行うが、被害想定をはじめ、様々な事態を想定した上で、避難者のニーズ等を的確に把握し、迅速に提供できるよう努めるものとする。

(1) 市町村における備蓄及び調達に係る基本的な考え方

市町村における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであり、家庭等における備蓄の推進についての働きかけを強化していくこととするが、市町村は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への飲料水や食料、生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄や調達を図る。

ア 市町村における備蓄

- 発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努めるものとし、地域特性等も考慮した上で、住民が避難所に持参する物資や民間協定事業者等からの調達を含めて、発災から3日間に必要とする物資を賄うことができるような備蓄目標をたて、計画的な備蓄を進める。
- 災害時要援護者や女性の避難生活に必要な備蓄物資の確保に努める。また、食料等の備蓄物資の選定に際しては、アレルギー物質を含まない食料品とするなどの配慮に努める。
- 災害時の輸送を最小限に抑えるよう避難所等への分散備蓄の推進や、民間物流事業者の協力を視野に入れた備蓄拠点から各避難所への輸送体制の構築など、地域の状況を踏まえた上で、被災者への物資の迅速な提供を目的とした体制整備に努める。
- 被災者支援を想定した備蓄のほか、3日分を想定した災害対応職員用の食料や飲料水の備蓄に努める。

イ 市町村における調達

- 消費期限が短い、保管に広い場所が必要になるなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努める。
- 災害発生時に物資の速やかな調達を可能にするため、関係事業者等との優先的物資供給に係る協定締結に努める。なお、大規模災害時には、協定先事業者が被災し、調達が困難となることも想定されるため、多様な調達先の確保に努めるものとする。

（２）県における備蓄及び調達に係る基本的な考え方

県は、市町村が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や民間協定事業者等からの調達が困難になった場合などに備え、広域地方公共団体として市町村を補完する立場で物資の備蓄及び調達の体制整備を図るものとする。

ア 県における備蓄

- 発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資や資機材を中心とした備蓄に努める。備蓄目標の設定に際しては、民間協定事業者等からの調達と組み合わせた上、市町村を補完する立場から、発災から３日間に必要となる備蓄量等を算定することにより、計画的な備蓄物資の整備を図る。なお、具体的な備蓄品目の選定に際しては、情報の寸断等によりニーズの把握が困難な状況となる被災地に対して、要請を待たずに物資の供給を行う、いわゆる「プッシュ型※」支援を想定した検討を行うこと。
- 災害時要援護者や女性の避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、食料等の備蓄物資の選定に際しては、アレルギー物質を含まない食料品とするなどの配慮に努める。
- 被災者に迅速に物資を提供するため、引き続き分散備蓄を実施し、災害時の輸送を最小限に抑えるとともに、備蓄拠点の機能低下などによるリスクを分散する。
- 被災市町村への円滑な備蓄物資の提供を行うため、民間物流事業者との連携による輸送体制を構築する。
- いわゆる「プッシュ型※」支援を想定し、平時から、どこにどれだけの物資の備蓄があるか、支援物資集積のための拠点等をどこに設定しているかなど、県・市町村間における必要な情報の共有を図る。
- 市町村支援を想定した備蓄のほか、３日分を想定した災害対応職員用の食料や飲料水の備蓄に努める。

※「プッシュ型」の支援とは

大規模災害時には、情報の寸断や市町村機能の低下などにより、市町村から県への支援要請の声が届かない、または出せない場合が想定される。

このような場合、必要な支援を県で予測した上で、市町村からの支援要請を待たずに、いわば一方的に支援物資を送り込もうとするもの。

イ 県における調達

- 消費期限が短い、保管に広い場所が必要になるなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努める。

- 調達ルートが多様化を視野に入れた上で、関係事業者との協定締結をさらに推進する。
- 調達先が輸送手段を有さない場合も考慮し、民間物流事業者との連携による輸送手段の確保等を図る。

（３）帰宅困難者等支援に係る物資備蓄の考え方

県及び市町村は、震災等の災害が発生した際に帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、あらかじめ所管の施設及び民間施設の中から一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努めるものとする。